



旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和 4 年 4 月 2 2 日

発信課	市民生活課（消費生活センター）
担当者	佐々木
連絡先	電 話 0166-25-9747
	F A X 0166-26-2545
	E-mail syo510@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	5 月 1 4 日 (土)
発表項目 (行事名)	「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会」の開催について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>バス運賃変更に当たり市民の意見が反映されるよう、旭川市民の消費生活を守り高める条例第9条第2項に基づき「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会」を開催するため、意見を述べる方を募集する。</p> <p>日時 令和4年5月14日(土) 午後6時 場所 旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階 旭川市シニア大学講座室</p> <p>申込締切 令和4年5月12日(木) 午後5時15分 申込先 旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階 旭川市消費生活センター</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 依頼文・旭川電気軌道株式会社からの通知文(写)・ 関係例規等抜粋, 原稿用紙(書面意見用) (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合, 資料の内容を記入すること。なお, 別途冊子等の配付を希望 する場合は, その旨記入すること。
報道(取材)に当 たってのお願い	取材等のお申し込みは, 上記担当へお問い合わせください。

令和4年4月22日

各報道機関 様

旭川市消費生活センター
(内線 80-2651)

「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会」の開催について

旭川市民の消費生活を守り高める条例（昭和50年旭川市条例第36号）第9条第1項の規定により、旭川電気軌道株式会社からバス運賃を変更したいとの通知があったので、消費者の意見が反映されるよう、同条第2項の規定により「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会」を次のとおり開催します。

つきましては、広く市民に周知いたしたく報道くださいますようお願いいたします。

- 1 日時 令和4年5月14日（土） 午後6時
- 2 会場 旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階
旭川市シニア大学講座室
- 3 参加申込方法 意見を述べようとする方は、来庁若しくは電話により、又は住所、氏名、電話番号及び代読希望の有無を記載した書類を郵送、FAX若しくは電子メールにより提出し、お申し込みください。なお、書面での意見も受け付けます。
- 4 申込締切 令和4年5月12日（木） 午後5時15分
（郵送の場合は、令和4年5月12日（木）必着分まで）
- 5 申込先 旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階
旭川市消費生活センター
電話 25-9747 FAX 26-2545
電子メールアドレス syo510@city.asahikawa.hokkaido.jp
受付は、土曜日及び日曜日を除く午前8時45分から午後5時15分までです（FAX及び電子メールは常時受付）。
- 6 定員 意見を述べる方の人数は制限しません。
- 7 意見を述べる時間 意見を述べる時間は、1人3分以内とさせていただきます。
- 8 傍聴 事前に申し込む必要はありませんが、多数の場合は会場の都合により傍聴できないことがありますので御了承ください。
- 9 その他 本会は、広く市民の皆様の意見を聴く場です。旭川電気軌道株式会社が主催する説明会ではないため、質問又は討論に当たる発言は御遠慮願います。また、旭川電気軌道株式会社からの通知内容につきましては、旭川市消費生活センターへお問い合わせください。

旭川市長 今津寛介 様



令和4年4月15日

旭川市三条通十八丁目左3号
旭川電気軌道株式会社
代表取締役 河西利記

乗合バス運賃の変更に係るご通知

平素は、弊社事業に対しまして特段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
今般、弊社では別紙のと通りの乗合バス全体にわたって、上限運賃の変更をいたしたく、近く国土交通省北海道運輸局に対し、変更申請を提出する予定であります。つきましては「旭川市民の消費生活を守り高める条例」の施行規則の定めに基づき、ここにご通知申し上げます。

記

1. 申請を予定している時期 令和4年 6月上旬
2. 変更を予定している時期 令和4年10月 1日(予定)
3. 改訂上限運賃の平均改定率 13.5%

4. 運賃を変更しようとする理由

平成26年4月に現行の運賃体系に改訂させていただいた以降も、人口減少や過疎化の進行に伴い、利用者数の減少傾向は深刻さを増しているところです。加えて燃料単価や車両保守コストも上昇し、また従業員数の確保が困難であることなど、経営環境は厳しいものとなってきております。

地域の生活交通基盤であるバス事業を、将来に向けて維持継続するためにも、事業基盤の強化を図ることを目的として、今回の運賃改訂を申請させていただくことに致しました。

安全優先で、事業継続への企業努力は続けてまいります。お客様に負担増をお願いすることにつきまして、何卒ご理解賜りたく存じます。別紙資料もご参照ください。

5. 変更しようとする運賃の内容

		現行	改訂
対キロ運賃 区間	運賃基準賃率	35円40銭	41円00銭
	初乗運賃	160円	200円
特区区間	半区	180円	200円
	1区	200円	220円
	2区	220円	250円
	3区	240円	270円
	4区	260円	290円

※ 改訂される運賃の適用区域
全線（旭川市、東川町、東神楽町）

6. 主要区間の変更運賃

主要区間	片道運賃		通勤定期運賃(1か月)	
	現行	申請	現行	申請
旭川駅～常盤公園前	180円	200円	7,830円	8,700円
1条8丁目～豊岡4条1丁目	220円	250円	9,570円	10,880円
旭川駅～末広4条1丁目	220円	250円	9,570円	10,880円
旭川駅～医大病院前	310円	360円	13,490円	15,660円
旭川駅～旭山動物園	450円	500円	19,580円	21,750円
旭川駅～旭川空港	630円	750円	—	—

7. その他

マルパスなど特殊定期券等につきましては、今後届出する予定です。

8. これまでの経営合理化状況及び今後の取り組みについて

数十年来、二つの営業所体制で事業を進めておりましたが、営業所を一つに統合いたしました。これによって運行効率の向上、便数確保、さらには路線の見直しや更なる利便性の高い路線網を構築できると期待し、今後も、お客様に信頼され安心してご利用いただける安全なバス事業者として、地域に貢献できるよう、基盤を強化し事業の継続を図ります。

9. 利用者サービス向上計画

将来にわたって、バス事業の公共性を強く認識し、高齢化時代、人口減少の時代に向けたバスの在り方を考えてまいります。老朽化してきている車輛の更新や、新たな利便性追求のためのサービス向上に努め、環境に配慮した輸送サービスとして、今後はCO2排出のないEV車輛の導入を推進し、カーボンゼロ政策への貢献を目指します。

申請が認められましたら ご利用のお客さまにはご不便をお掛けいたしますが、バス運賃の改定につきましてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※その他、詳細な改定内容につきましては、認可を受け次第、お知らせいたします。

お問い合わせ連絡先
旭川電気軌道株式会社 運輸部
矢野 寿典
TEL: 0166-34-6431

(参考資料)

	(千人)		(%)		(千台)		(千台)		(千台)	
	バス輸送人員	経常収支率	15-19歳人口	65歳以上人口	旭川市人口	人口1人当年乗車回数	自動車登録数	1台当人口	軽自動車	1台当人口
平成28年度	7,084	92.9	14,537	108,268	342,437	20.7	158	2.17	80	1.44
平成29年度	6,909	88.0	14,389	110,219	339,623	20.3	159	2.14	80	1.42
平成30年度	6,708	86.1	14,202	111,369	336,794	19.9	158	2.13	81	1.41
平成31年度	6,249	85.5	14,096	112,209	333,530	18.7	158	2.11		
※ 申請実績年度は 平成31年度							※軽乗用除			
H.28年度 比	0.882		0.970	1.036	0.974	0.906	1.000	0.974		

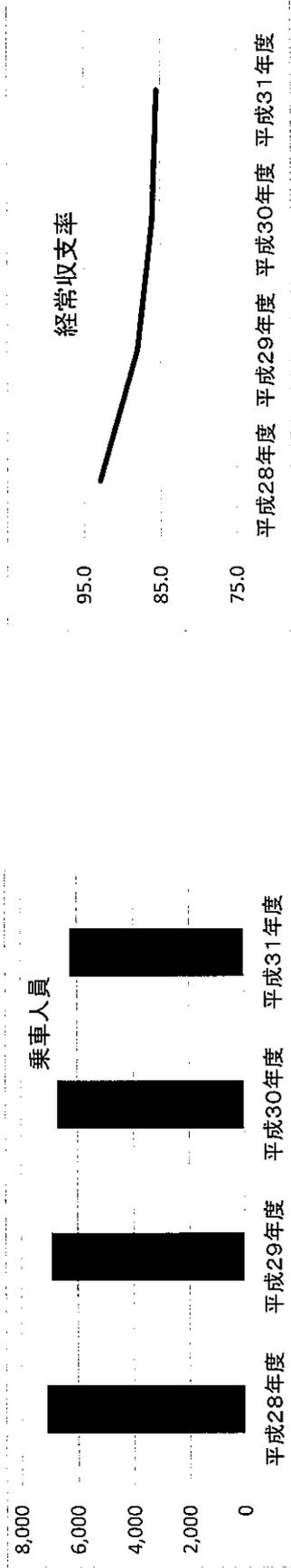
(旭川市統計書および 当社資料より)

上記のとおり、バス事業のご利用人数は、年々減少となっており、運賃収入で事業収支をまかなうことは困難になっております。減少の理由として、人口減少の進行、家用車の保有率向上があげられます。しかしながら、高齢者比率が増加してきております、バス事業は生活の基盤として維持継続していくことが求められます。

当社は 公共的意味合いの強い路線バス事業者として安全の確保とともに利便向上にも努めました。

上記の期間に バスロケーションシステム、デジタルサイネージ 本格稼働開始
ASACA ICカードの自動販売、チャージ機器の増設(大型ショッピングセンタ)
デジタルサイネージの 拡充 (コンビニエンスストア)

キャッシュレス自動券売機の導入
環状線運行の開始
等を実施いたしております。



申請収支見込表

事業者名 旭川電気軌道株式会社

(単位：千円)

項目	区分	実績年度		翌年度	平年度見込み		(B/A) (%)
		令和1年度	令和2年度		運賃改定しない場合 平年度(A)	運賃改定した場合 平年度(B)	
運送収入		1,348,229	1,345,380	99.8	1,343,929	99.9	111.9
運送雑収		22,720	22,350	98.4	22,350	100.0	100.0
営業外収益		15,968	16,520	103.5	16,520	100.0	100.0
合計		1,386,917	1,384,250	99.8	1,382,799	99.9	111.6
運送費	人件費	983,505	978,258	99.5	964,850	98.6	
	燃料油脂費	158,064	175,850	111.3	174,820	99.4	
	車両修繕費	138,107	134,052	97.1	130,401	97.3	
	車両減価償却費	62,883	60,223	95.8	72,476	120.3	
	自動車リース料	8,133	9,022	110.9	9,400	104.2	
	自動車重量税	7,228	6,984	96.6	6,984	100.0	
	自動車税	3,856	3,780	98.0	3,780	100.0	
	事故賠償費	919	732	79.7	750	102.5	
	道路使用料	0	0		0		
	自賠責保険料	8,133	7,675	94.4	7,675	100.0	
送原価	その他運送費	162,314	159,844	98.5	146,649	91.7	
	計	1,533,142	1,536,420	100.2	1,517,785	98.8	
	一管人件費	24,786	24,685	99.6	24,700	100.1	
	その他	29,247	20,055	68.6	19,858	99.0	
	計	54,033	44,740	82.8	44,558	99.6	
	営業費用	11,213	13,255	118.2	14,030	105.8	
	その他	8,406	9,895	117.7	9,895	100.0	
	計	19,619	23,150	118.0	23,925	103.3	
	小計	1,606,794	1,604,310	99.8	1,586,268	98.9	
	適正利潤	47,747	34,943	73.2	33,795	96.7	
合計	1,654,541	1,639,253	99.1	1,620,063	98.8		
経常収支		-219,877	-220,060	100.1	-203,469	92.5	
利潤込み		-267,624	-255,003	95.3	-237,264	93.0	
経常収支		86.3%	86.3%	-	87.2%	-	
利潤込み		83.8%	84.4%	-	85.4%	-	
補助金		12,654	13,150	103.9	13,150	100.0	
補助金利潤込み収支差		-254,970	-241,853	94.9	-224,114	92.7	
補助金利潤込み収支率		84.6%	85.2%	-	86.2%	-	

(別添)

申請概要等一覧表

旭川電気軌道株式会社 令和4年4月15日

運賃改定ブロック名： 北海道

事業者名 ①資本金②車両数 ③申請年月日	申請内容		アップ率 (平均)	前回改定内容		申請・制度改正内容	備考
	現行	申請		①実施年月日	②平均申請アップ率→認可アップ率		
旭川電気軌道(株)	対キロ区間制 基準買率35円40銭 2キロを超え20キロまで0.9倍 10キロを超え20キロまで0.8倍 20キロを超え30キロまで0.8倍 30キロを超える部分0.7倍 最低運賃 160円 特殊区間制 半区 180円 1区 200円 2区 220円 以後1区増す毎に20円加算	対キロ区間制 基準買率41円00銭 → 変更なし 最低運賃 200円 特殊区間制 半区 200円 1区 220円 2区 250円 以後1区増す毎に20円加算	1.16	① H.26. 4. 1 ② 10.25% → 10.25%	① H.9. 12. 1 ② 5. 8% → 5. 8%		
①357百万円							
②149 両							
③令和4年 月 日							

(注) 申請する事業者については、大臣、局長権限の事業者を記入すること。
申請を見送る事業者については、運賃改定ブロック内の大臣権限のみ記入すること。

関係例規等抜粋

旭川市民の消費生活を守り高める条例

(市民の意見を聴く会の開催)

第9条 公益的事業者が、その料金を変更しようとするときは、事前に市長に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を受けた場合、必要があると認めるときは、広く市民の意見を聴く会を事業者の協力を求めて開き、消費者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の公益的事業者の範囲について定めるものとする。

旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則

(公益的事業者の通知事項)

第3条 条例第9条第1項の規定により公益的事業者が市長に通知する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請等の時期

(2) 料金を変更しようとする理由

(3) 変更しようとする料金の内容

2 条例第9条第3項の規定により市長は、公益的事業者の範囲を定めたときは、告示するものとする。

公益的事業者の範囲について

旭川市民の消費生活を守り高める条例（昭和50年旭川市条例第36号）第9条第3項及び旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則（昭和51年旭川市規則第27号）第3条第2項の規定に基づき公益的事業者の範囲を次のように定める。

1 公益的事業者の範囲

旭川市水道局

旭川電気軌道株式会社

道北バス株式会社

道路運送法

発令 : 昭和26年6月1日号外法律第183号

最終改正 : 令和2年6月3日号外法律第36号

改正内容 : 令和2年6月3日号外法律第36号[令和2年11月27日]

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

